

「東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター」の概要

◆ 「境界紛争解決センター」設置の経緯

境界を巡る紛争に関しては、隣接の所有者間で感情的対立が深刻化し、解決が困難になる事案が多数存在する。境界を巡る紛争は土地所有権等の複雑な権利関係を背景としているため、紛争解決には、法律の専門的知識や経験が必要不可欠である。そこで、東京土地家屋調査士会では、境界の専門家である土地家屋調査士の知識経験と、法律の専門家である弁護士の知識を活用し、境界紛争を簡易、迅速に解決すべく東京三弁護士会の協力を得て運営する裁判外紛争解決機関（ADR）「東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター」を設置することとした。

◆ 目的

土地境界問題に起因し、またはそれを要素として含む紛争について、境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協議・協働して、相談業務と調停業務を通じて境界紛争を簡易、迅速に解決することを目指し、市民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

◆ 開設年月日

2003年（平成15年）6月24日

◆ 設置団体

東京土地家屋調査士会

◆ 協力団体

東京弁護士会／第一東京弁護士会／第二東京弁護士会

◆ 所在地・電話番号

- 住所：〒101-0061
東京都千代田区三崎町1丁目2番10号
土地家屋調査士会館
- 電話：03-3295-0022
- FAX：03-3295-4770
- URL：<http://www.tokyo-chousashi.or.jp>

◆ 運営委員・紛争解決委員候補者の構成

- 運営委員：土地家屋調査士4名，弁護士3名
- 紛争解決委員候補者：土地家屋調査士12名，
弁護士9名

◆ 事前相談

調停の申立を受け付けるに当たり、事前に相談を受け付けています。

相談は予約制で、受付及び相談の実施日・場所等は原則として次のとおりです。

なお、事前相談に関しては、無料です。

- 予約受付時間：午前10時00分～午後5時00分
(土曜・日曜・祝日を除く)
- 予約電話番号：03-3295-0022
- 相談実施日：毎週木曜日
(祝日を除く午前10時～正午、**予約がないと相談をお受けできません**)
- 場所：東京土地家屋調査士会

◆ 調停の申立

事前相談において、当センターで取り扱うことが可能な事案であることの確認ができた場合、調停の申立方法や費用関係等をご説明致します。

なお、申立に当たっては、**申立費用**20,000円（税別）及び**事前調査**（登記所等で古い資料を調査・収集するなど）**費用**30,000円（税別）が必要となります。

また、その他の費用として、次のようなものが必要となります。

- 期日費用：10,000円（税別）
(期日ごとに申立人・相手方各自負担)
- 成立費用：別途規定による
- 調査・測量費用：必要に応じて実施
(見積額を提示)
- 鑑定費用：必要に応じて実施（見積額を提示）
- その他の立て替え費用：必要に応じて実費負担（登記印紙，公租公課等）

※ **Eメールでのご質問・ご相談は、お受けしておりませんので、ご了承ください。**